

点数切符告知要領の制定について

昭和62年 9 月 1 日
例規（交指）第25号
警 察 本 部 長

〔沿革〕 昭和63年 4 月 1 日例規（交指）第 8 号 平成 2 年 1 月 4 日例規（交指）第 2 号
平成 4 年10月20日例規（交指）第39号 平成 9 年 3 月 3 日例規（交企）第 2 号
平成12年 3 月 2 日例規（交指）第11号 平成16年 1 月 7 日例規（交指）第 2 号
平成17年 2 月16日例規（交指）第 9 号 平成18年 6 月 7 日例規（交指）第34号
平成19年 5 月29日例規（交指）第45号 平成20年 5 月20日例規（交指）第45号
平成26年 4 月25日例規（交指）第23号 平成29年 3 月10日例規（免）第 9 号
令和 3 年 3 月12日例規（警）第 6 号 令和 3 年11月30日例規（警）第29号
令和 5 年 8 月25日例規（交総）第38号 令和 7 年10月 2 日例規（交指）第58号

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のとおり定め、昭和62年 9 月 1 日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、乗車用ヘルメット着用義務違反の自動二輪車の指導取締りについて（昭和50年例規（交指）第19号）は、廃止する。

点数切符告知要領

第 1 趣旨

この要領は、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反及び乗車用ヘルメット着用義務違反を現認し、又は認知した場合において、当該違反者に違反事実及び基礎点数が付される旨を記載した書面（以下「点数切符」という。）を交付して行う取締りについて、点数切符の作成要領、点数の告知要領及びその他必要な事項を定めるものとする。

第 2 点数切符の様式等

1 様式

点数切符の様式は、別記様式第 1 号とする。

2 構成

点数切符の構成は、告知票、報告書、点数切符受理票及び取締り原票（点数切符引継書）の 4 枚 1 組とする。

3 使用区分

（1）告知票（1 枚目）

告知警察官が違反者に交付するもの

（2）報告書（2 枚目）

告知警察官が所属長への報告、その他取締りの参考資料として告知警察官の所属において活用保管するもの

（3）点数切符受理票（3 枚目）

点数切符作成後、署（隊）ごとに受理年月日・受理番号を付し、決裁を受けるもの

（4）取締り原票（点数切符引継書・4 枚目）

違反登録、統計資料、その他行政処分参考資料として、執行課において活用保管するもの

4 その他

点数切符の受払状況は、点数切符受領（受払）票（別記様式第 2 号）により、また、使用状況は、点数切符使用状況（別記様式第 3 号）により明らかにした上で、検挙所属で保管しておくものとする。

なお、その他点数切符の貸与及び管理については、交通反則切符の様式等及び告知に関する事務処理要領の制定について（平成16年例規（交指）第 8 号）の第 2 を準用して取扱うものとする。

第 3 告知の要領

1 告知の方法

警察官は、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反及び乗車用ヘルメット着用義務違反を犯した者（以下「違反者」という。）を現認し、又は認知した場合は、点数切符を作

成し、違反者に告知票を交付して告知するものとする。

違反者が告知票の受領を拒否した場合は、当該違反に基礎点数が付される旨を口頭で告知するものとする。

2 違反が競合する場合の告知

(1) 基礎点数が付されることとなる違反と競合する場合

違反者が、同時に基礎点数が付される他の違反を犯した場合は、点数切符の対象となる違反については、点数切符による告知を行わないこと。ただし、酒気帯び運転と競合する場合は、交通切符とは別に点数切符を作成し、違反者に告知票を交付して告知すること。

(2) 基礎点数が付されていない違反と競合する場合

違反者が同時に基礎点数が付されない違反（泥はね運転、公安委員会遵守事項違反、運行記録計不備、警音器使用制限違反及び免許証不携帯）を犯した場合は、当該違反の交通反則切符とは別に点数切符を作成し、違反者に告知票を交付して告知すること。

(3) 点数切符対象違反が競合する場合

違反者が同時に複数の点数切符対象違反を犯した場合は、いずれか一つの違反について点数切符を作成し、違反者に告知票を交付して告知すること。

第4 点数切符の作成要領

点数切符の作成は、別紙「点数切符作成要領」によること。ただし、点数切符受理票及び取締り原票の作成は、次によるものとする。

1 点数切符受理票

点数切符作成後、所属ごとに受理年月日、受理番号を付し、所属長に処理指揮を受けること。

2 取締り原票（点数切符引継書）

違反登録票に必要事項を記入すること。

第5 報告書、点数切符受理票及び取締り原票（点数切符引継書）の処理要領

1 告知警察官の措置

警察官は、違反者に点数切符違反を告知したときは、報告書、点数切符受理票及び取締り原票（点数切符引継書）に違反立証上必要な事項を記入した上、速やかに所属長に提出して報告すること。

告知票の受理拒否事案については、報告書、点数切符受理票及び取締り原票（点数切符引継書）に告知票を添えて所属長に報告すること。

2 所属長の措置

(1) 点数切符の受理及び引継ぎ

所属長は、告知した警察官から報告を受けたときは、その内容を審査点検し、執行課長に送付することが相当であると認めるものについては、当該取締り原票（点数切符引継書）を速やかに執行課長に送付すること。

(2) 報告書等の保存期間

報告書、点数切符受理票及び取締り原票（点数切符引継書）は、5年間保存する。

前 文（抄）（令和3年11月30日例規（警）第29号）

令和3年12月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この例規通達による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

以下 別記様式省略